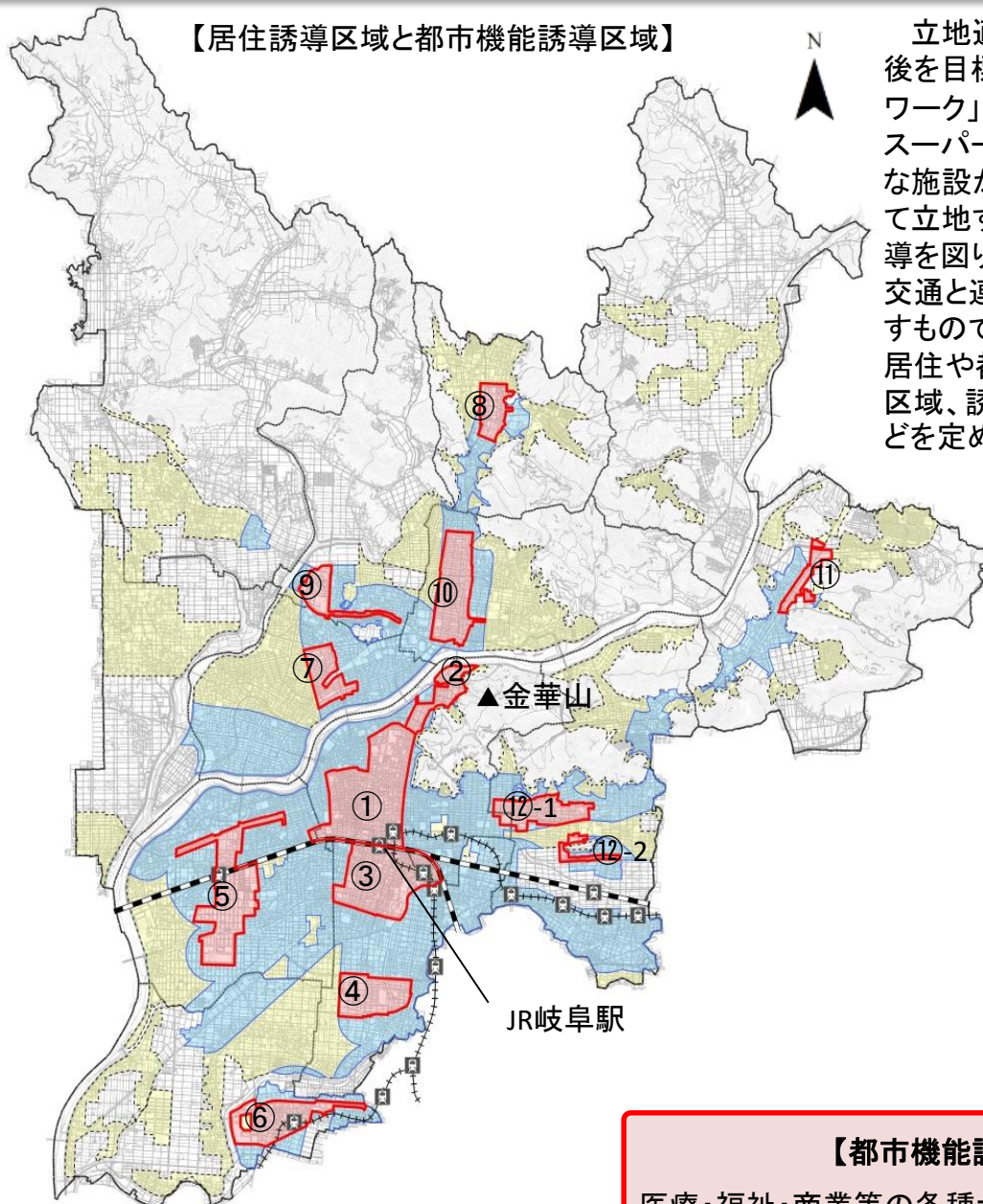


本市では、人口減少と更なる少子高齢化が見込まれている中でも、健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を推進するため、平成29年3月31日に都市再生特別措置法に基づく「岐阜市立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画における誘導区域



立地適正化計画は、概ね20年後を目標とし、「コンパクト+ネットワーク」の考えにより、病院やスーパーなどの日常生活に必要な施設が住まいの近くにまとって立地するようにゆるやかに誘導を図りながら、バスなどの公共交通と連携したまちづくりを目指すもので、まちづくりの基本方針、居住や都市機能施設を誘導する区域、誘導すべき施設の種類などを定めています。

【都市機能誘導区域名称】

番号	名称	番号	名称
①	都心	⑦	日光
②	金華	⑧	岩野田
③	加納	⑨	鷺山
④	茜部	⑩	長良
⑤	西岐阜	⑪	芥見
⑥	柳津	⑫-1	長森1
		⑫-2	長森2

【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の各種サービスを持続的に提供するため、都市機能施設の維持・誘導を図る区域

【居住誘導区域】

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続されるよう居住を誘導する区域

※詳細な区域は、都市計画課窓口でご確認ください。

届出制度について

以下の行為について、着手の30日前までに市への届出が必要です。

- ・居住誘導区域外、都市機能誘導区域外の地域において、一定規模以上の住宅や都市機能誘導施設の開発・建築等の行為を行う場合
- ・都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする行為を行う場合（裏面へ）

届出の必要な行為について

■住宅または都市機能誘導施設の建築を目的とした開発や建築の行為をする場合

■居住誘導区域の外【赤・青色の区域外】で住宅の建築などをする場合

以下の行為について届出が必要です。

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

■都市機能誘導区域の外【赤色の区域外】で都市機能誘導施設の建築などをする場合

以下の行為について届出が必要です。なお、各誘導区域ごとに届出の対象となる都市機能誘導施設が異なりますので、下記一覧表にてご確認ください。

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■都市機能誘導施設の休止又は廃止を目的とした行為をする場合

■都市機能誘導区域の内【赤色の区域内】で都市機能誘導施設の休止又は廃止をする場合

各誘導区域ごとに届出の対象となる都市機能誘導施設が異なりますので、下記一覧表にてご確認ください。

都市機能誘導施設と届出の対象となる区域

(○:届出必要 -:届出不要)

都市機能誘導施設		届出対象区域												
大分類	小分類	区域外	都市機能誘導区域											
			① 都心	② 金華	③ 加納	④ 茜部	⑤ 西岐阜	⑥ 柳津	⑦ 日光	⑧ 岩野田	⑨ 鷺山	⑩ 長良	⑪ 芥見	⑫ 長森 1・2
医療施設	病院・診療所※1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調剤薬局	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
行政施設	市役所、コミュニティセンター	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉施設	地域包括支援センター	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子育て支援施設	子育て支援センター	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育文化施設	大学・高等専門学校・専修学校・各種学校	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図書館等	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	博物館・美術館等	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業施設	デパート	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スーパー※2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドラッグストア※2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	商店街内店舗※3	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○
金融施設	銀行・信用金庫・JAバンク・郵便局	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 診療科目が内科、外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科が対象

※2 床面積1,000㎡以上の店舗が対象

※3 商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合(商店街振興組合連合会の加入団体を含む)の地区で、小売商業又はサービス業を営む店舗

届出制度に関する注意事項

- ・計画に支障があると認められる場合、届出に対して、勧告を行うことがあります。
- ・届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となっています。
- ・虚偽の届出や届出をしないで開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。
- ・届出に関する手続きや書類等については、下記URLにてご案内しております。

問い合わせ先: 岐阜市都市建設部都市計画課
庁舎15階 TEL265-3906

立地適正化計画に関するHP:
<http://www.city.gifu.lg.jp/28167.htm>